

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大東市大字龍間1075番地

氏 名 北生駒産廃事業協同組合

代表理事 植田 直子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年12月 1日

許可の有効年月日 令和7年11月30日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

1 ガラスくず

2 がれき類

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

産業廃棄物の種類：1の1，2の2種類

設置場所：大東市大字龍間1074番ほか4筆の一部

設置年月日：平成19年2月15日

処理能力：720t/日

許可年月日：平成18年10月30日

許可番号：第082-H18-013号

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7年12月 1日 当初許可

令和 3年 1月20日 許可更新

令和 3年 5月31日 書換交付

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無